

富津市地域公共交通計画認定申請書（案）について

竹岡地区及び峰上地区において実施している交通空白地有償運送について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第8条の規定により、富津市地域公共交通計画を基に作成した地域公共交通計画認定申請書を提出する。

【参考】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 抜粋

(定義等)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

(地域公共交通計画の認定の申請)

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

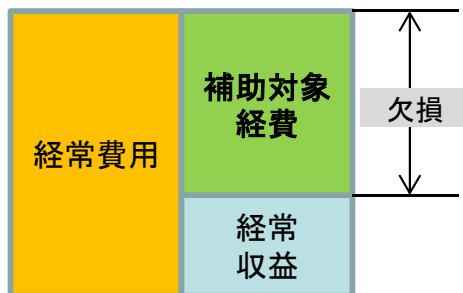
2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあつては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダーシステム補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

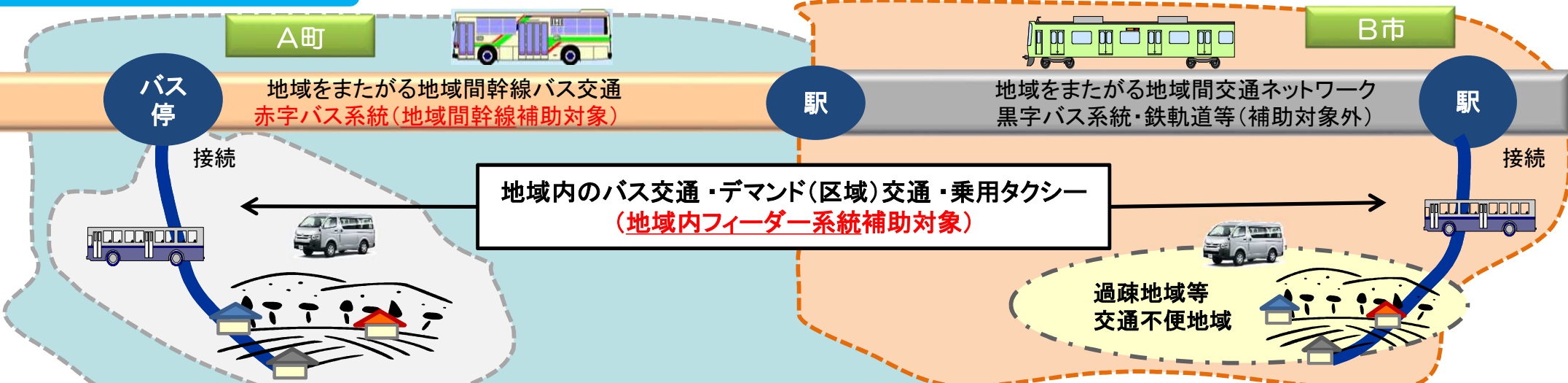
補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

(案)

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

富 企 第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 富津市地域公共交通会議
住 所 千葉県富津市下飯野2443番地
代表者氏名 会長 中山 正 之

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

富津市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
富津市地域公共交通計画 79ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
富津市地域公共交通計画 80ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
富津市地域公共交通計画 88ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
富津市地域公共交通計画 83ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※峰上地区交通空白地有償運送を鴨川市地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由

峰上地区交通空白地有償運送の利用方法において、利用者を富津市峰上地区の住民等のうち、事前登録した者に限定していること、鴨川市方面に輸送を希望する場合は、富津市内の運行エリアの中から移動する場合の送迎に対してのみ運行すること、また、鴨川市は本補助系統に係る費用負担を行っていないこと、の以上3点が理由として挙げられる。

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和8年 月 日

(名称) 富津市地域公共交通会議

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>富津市においては、市外に通じる幹線交通である鉄道や地域間幹線を運行する路線バスを軸に、市域内に広範に廃止代替バス等により構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、商業施設や医療機関が集中している富津市北部や市から北に位置する木更津市の総合病院及び君津市の大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が君津市等に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、この幹線交通に通じる廃止代替バス等が支線の役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生し、一部地域では、幹線交通と廃止代替バス等の乗り継ぎが不十分であったり、幹線道路から離れている集落については、そもそも交通手段が確保されていなかったり、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、既存の交通機関で移動手段の確保が困難な地域について、竹岡地区及び峰上地区の交通空白地有償運送により移動手段を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>竹岡地区交通空白地有償運送の利用者数 令和9年度 (R8. 10. 1～R9. 9. 30) 1,000人 ※目標設定の根拠 人口減少や高齢化による影響を考慮し、令和7年度 (R6. 10. 1～R7. 9. 30) と同程度以上の利用者数を確保することを目指して設定 ※参考①…令和7年度 (R6. 10. 1～R7. 9. 30) 利用者数 996人 ※参考②…富津市地域公共交通計画で設定した2026年度目標値 1,000人</p> <p>峰上地区交通空白地有償運送の利用者数 令和9年度 (R8. 10. 1～R9. 9. 30) 1,200人 ※目標設定の根拠 人口減少や高齢化による影響を考慮し、令和7年度 (R6. 10. 1～R7. 9. 30) と同程度以上の利用者数を確保することを目指して設定 ※参考①…令和7年度 (R6. 10. 1～R7. 9. 30) 利用者数 1,189人 ※参考②…富津市地域公共交通計画で設定した2026年度目標値 800人</p> <p>(富津市地域公共交通計画 P. 83、P. 88)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>交通空白地有償運送により、地域間幹線交通から遠隔地に居住する竹岡地区及び峰上地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系を実現できる。さらに、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の移動ニーズ把握による定期的な運行内容の見直しや周知広報による利用の促進（NPO法人わだち、NPO法人峰上交通、富津市） ・各公共交通機関の運行ダイヤ、運賃等を網羅的に掲載した公共交通マップの作成、市内配布（富津市） ・ワークショップの開催、公共交通ニュースの発行等、市の公共交通の現状に対する理解を深めるモビリティマネジメント施策（富津市） （富津市地域公共交通計画 P.88、P.93、P.95、P.96）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>運行経費の総額は、10,405千円（※市補助金交付申請時におけるR8.4月からR9.3月までの支出予算額）を予定している。富津市から交通空白地有償運送事業者に交付する補助金の額については、運行経費の総額から運送収入、運送外収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>交通空白地有償運送事業者から、利用者数及び運行実績の報告を受け、評価を実施</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年 3月30日	地域公共交通計画策定について協議が整った。
令和5年 6月26日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和6年度）に係る協議が調った。
令和6年 1月25日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、令和5年度事業評価に係る協議が調った。
令和6年 3月27日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、計画変更（令和6年度）に係る協議が調った。
令和6年 6月20日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和7年度）に係る協議が調った。
令和7年 1月23日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、令和6年度事業評価に係る協議が調った。
令和7年 6月27日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和8年度）に係る協議が調った。
令和7年 10月27日	金谷地区交通空白地有償運送事業の実証運行計画及び当該実証運行に関する自家用有償旅客運送の変更登録申請に係る協議が調った。
令和8年 1月23日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、令和7年度事業評価に係る協議が調った。また、地域公共交通計画の変更に係る協議が調った。
令和8年 月 日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和9年度）に係る協議が調った。

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ等にて地域公共交通計画に関する意見を募集した。また、実施主体により地域住民向けの事業報告会等を開催し、利用促進に向け、地域と共に更なる周知活動を図る方策等について話し合った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)

(所 属)

(氏 名)

(電 話)

(e-mail)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
富津市	NPO法人わだち	(1) 竹岡地区交通空白 地有償運送	天羽漁協 共同組合 センター	上総湊 駅	富津浅 間山BS	往 17.0km 復 17.0km	99日	346.5回			路線定期 運行	②(1)	市の基幹交通であるJR内房線 上総湊駅に乗り入れることによ り地域間交通ネットワークと接 続する。	③
富津市 鴨川市	NPO法人峰上交通	(2) 峰上地区交通空白 地有償運送		富津市南部 (天羽地域) 及び鴨川市 西部地域(大 山地区)		往 km 復 km	98日	686回			区域運行	②(1)	市の基幹交通であるJR内房線 上総湊駅に乗り入れることによ り地域間交通ネットワークと接 続する。	③
6		(3)				往 km 復 km	日	回	「R7年度の1日当たりの運行実績(6.72≒約7回)」×「計画 運行日数(98日)」により、686回とした。					
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	富津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,219
交通不便地域等	42,465

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
42,465	市全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
富津市地域公共交通計画	令和5年3月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

交通空白地有償運送運行経路 (竹岡地区)

両区間をまたいだ場合 500円
ただし、要介護認定者、障がい者、小中高生は300円

300円区間
(上総湊エリア)

運行区域図

11

300円区間
(竹岡エリア)



天羽漁業協同組合漁業センター
(予約があった時のみ延伸)

萩生地区(天羽漁業協同組合
漁業センター、富士見ヶ丘別
荘地管理棟)～竹岡コミュニ
ティセンター間は、利用予約
があった時のみ延伸する。

富士見ヶ丘別荘地管理棟
(予約があった時のみ延伸)

JR竹岡駅

三十郎商店

竹岡コミュニ
ティ
センター

天羽マリーナヒル

森戸地区

旧竹岡小学校

八雲神社

仲村地区

山入橋・大釜戸地区

関山地区

下白狐集会所
(折り返し)

予約があった時のみ
延伸

上白狐公会堂

JR上総湊駅にて接続

上総湊駅前(バス停)
(予約があった時のみ延伸)

JR上総湊駅

折り返し地点
以降復路

原田内科
小児科医院

天羽小学校

十宮

千葉銀行湊支店

天羽高校

天羽
診療所

吉田屋
湊店

コメリ
(予約があった時のみ延伸)

富津浅間山バスストップ
(予約があった時のみ延伸)

- ➡ 交通空白地有償運送の運行経路
- は運行表に記載の地名
- は運行表に記載の施設
- ⊙ は停留所ではなく、経路をわかりやすくするための施設名
- 路線バスのバス停
- 竹岡線
- 戸面原ダム線
- 湊・富津線

ぷちバス わだち 時刻表

【上り】湊地区 行き

【下り】竹岡・萩生地区 行き

主な乗り場・降り場	1便	2便	5便
① 萩生地区(天羽漁業協同組合漁業センター等)※	8:20	9:30	13:30
② 竹岡コミュニティセンター	8:25	9:35	13:35
③ 山入橋・大釜戸地区	8:28	9:38	13:38
④ 関山地区	8:30	9:40	13:40
⑤ 上白狐・下白狐地区	8:33	9:43	13:43
⑥ 仲村地区	8:35	9:45	13:45
⑦ 森戸地区	8:38	9:48	13:48
⑧ 三十郎商店	8:40	9:50	13:50
⑨ 天羽マリンヒル	8:43	9:53	13:53
⑩ 十宮	8:47	9:57	13:57
⑪ 吉田屋湊店(着)	8:50	10:00	14:00
⑪ 吉田屋湊店(発)	8:50	10:00	14:05
⑫ 天羽診療所	8:53	10:03	14:08
⑬ 原田内科小児科医院(着)	8:58	10:08	14:13
⑬ 原田内科小児科医院(発)	8:58	10:08	14:18
⑭ 上総湊駅(着)	9:00	10:10	14:20
⑭ 上総湊駅(発)	9:03		
⑮ 上総湊駅前(バス停)	9:05		
⑯ コメリ	9:09		
⑰ 富津浅間山バスストップ	9:10		

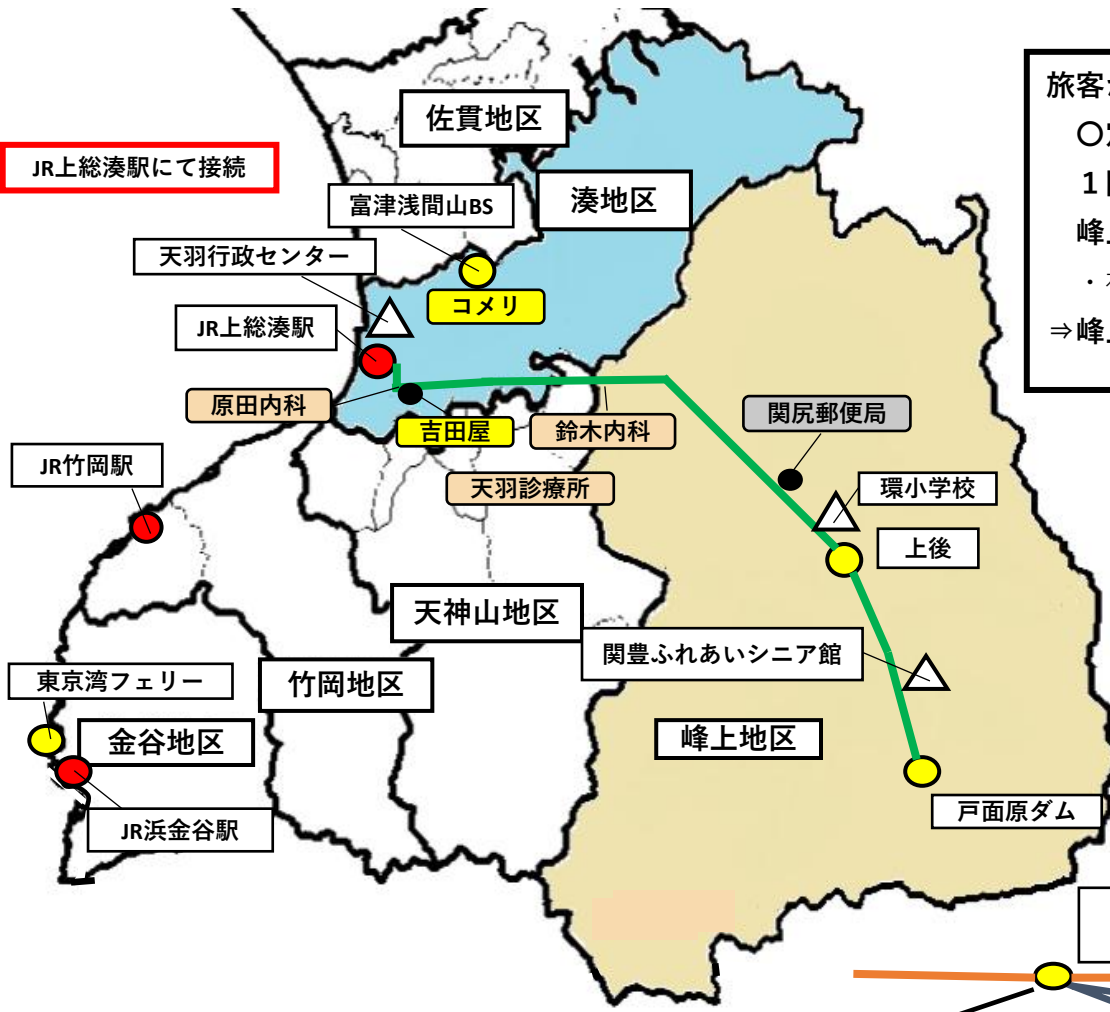
主な乗り場・降り場	3便	4便	6便	7便
富津浅間山バスストップ	10:20			16:40
コメリ	10:21			16:41
上総湊駅前(バス停)	10:25			16:45
上総湊駅(着)	10:27			16:47
上総湊駅(発)	10:30	11:30	14:30	16:50
原田内科小児科医院(着)	10:32	11:32	14:32	16:52
原田内科小児科医院(発)	10:32	11:42	14:42	16:52
天羽診療所	10:37	11:47	14:47	16:57
吉田屋湊店(着)	10:40	11:50	14:50	17:00
吉田屋湊店(発)	10:40	12:00	15:00	17:00
十宮	10:43	12:03	15:03	17:03
天羽マリンヒル	10:46	12:06	15:06	17:06
三十郎商店	10:50	12:10	15:10	17:10
森戸地区	10:52	12:12	15:12	17:12
仲村地区	10:55	12:15	15:15	17:15
上白狐・下白狐地区	10:57	12:17	15:17	17:17
関山地区	11:00	12:20	15:20	17:20
山入橋・大釜戸地区	11:03	12:23	15:23	17:23
竹岡コミュニティセンター	11:05	12:25	15:25	17:25
萩生地区(天羽漁業協同組合漁業センター等)※	11:10	12:30	15:30	17:30

火・金曜日の週2日運行

※予約が必要な便について(グレーの部分)

- ・①萩生地区(天羽漁業協同組合漁業センター等)及び⑭～⑰上総湊駅～富津浅間山バスストップ間は予約が必要です。
- ・下り第6、7便は予約があったときのみ運行します。

交通空白地有償運送運行区域 (NPO法人峰上交通)



JR上総湊駅にて接続

旅客から収受する対価について

- 定額制
- 1回の乗車につき、一人当たり
- 峰上地区内「500円」、峰上地区外「700円」
- ・複数人が乗車する場合は、1人200円の割引適用
- ⇒峰上地区内「300円」、峰上地区外「500円」

デマンド型交通 (火・金曜日 AM8:00~PM4:00)

- …駅
- …バス停
- △ …主要施設
- …戸面原ダム線 (全日7便)
- …長狭線 (全日8便、平塚本郷 - 亀田病院)

至安房鴨川駅・亀田病院

大山公民館

金谷線の廃止に伴い、長狭線への接続をするため、長狭線バス停 (大山公民館) を運行範囲に含めた。(R6.4.1~)

題 名	竹岡地区交通空白地有償運送事業 概要
事 業 者	NPO法人わだち 理事長 木村 景三

項 目	内 容
概 要	富津市竹岡地区内の路線バスの停留所から遠隔又は高低差がある区域と富津市の交通アンケートで要望が多かった地域経済圏である上総湊地区のスーパーマーケット、病院等の間を運行する登録制の交通空白地有償運送事業を実施する。
対 象 者	地域内居住の登録者
主な乗降地点 (フリー乗降制)	竹岡コミュニティセンター、大釜戸地区、関山地区、下白狐集会所、仲村地区、森戸地区、三十郎商店、天羽マリーnhil、十宮、吉田屋湊店、天羽診療所、原田内科小児科医院、上総湊駅、上総湊駅前(バス停)、コメリ、富津浅間山バスストップ (詳細ルートは、別添の運行経路図を参照のこと。)
利用者負担	年間登録料 1,000円(4月～3月) 乗車料 1回につき500円(定額制)。ただし、別添の図に示す同一区間内で乗降する場合は、乗車1回につき300円(定額制)。また、これにかかわらず、要介護認定者、障がい者、小中高生は乗車1回につき300円(定額制)
目標年間利用者数	1,000人
運 行 曜 日	毎週火・金
運 行 方 法	定時定路線型運行(一部予約により運行)
運 行 本 数	1日7便(片道) (1) 竹岡コミュニティセンターから上総湊駅行き2便、上総湊駅から竹岡コミュニティセンター行き2便 (2) 竹岡コミュニティセンターから富津浅間山バスストップ行き1便、富津浅間山バスストップから竹岡コミュニティセンター行き2便 (別添の時刻表を参照のこと。)
車 両	2台(うち、軽自動車1台)

計画運行回数 1日3.5便(往復) 週2日(火曜日及び金曜日)
国民の祝日、お盆期間(8月13日～16日)、年末年始(12月30日～1月3日)は運行しない。

題 名	峰上地区交通空白地有償運送事業 概要
事 業 者	NPO法人峰上交通 理事長 嶋野 利郎

項 目	内 容
概 要	バス、タクシーによるサービス提供では十分に移動手段が確保されない峰上地区の住民を対象に、地域経済圏である湊地区のスーパーマーケット、病院等に、ドア・ツー・ドアの運行サービスを提供する登録制の交通空白地有償運送事業を実施する。
対 象 者	会員登録をした峰上地区在住者及びその親族等
運 行 の 範 囲	富津市南部（峰上地区及び湊地区周辺）及び鴨川市西部（大山地区） （※詳細は、別添の運行区域図を参照のこと。）
利 用 者 負 担	年間登録料 1,000円（4月～3月） 運賃 定額制 1回の乗車につき、1人当たり峰上地区内500円、峰上地区外700円。複数人が乗車する場合は、1人200円の割引適用
目 標 年 間 利 用 者 数	1,200人
運 行 曜 日	毎週火・金
運 行 方 法	区域型運行（事前予約制デマンド型）
車 両	4台（うち、軽自動車2台）

計画運行回数 1日7回（昨年度実績に基づき算出） 週2日（火曜日及び金曜日）
国民の祝日、お盆期間（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）は運行しない。

「竹岡地区交通空白地有償運送」とは…平成 31 年 4 月から「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）」の登録を受け、NPO 法人わだちが本格運行している。竹岡地区の公共交通のない地区を巡回し、天羽地区内の商店やスーパー、医療機関等を経由する。

○令和 7 年度（R7.4～R8.3）収支決算

収入	年会費	67,000 円	1,000 円×67 軒
	運賃収入	315,600 円	300 円×1,002 人、500 円×30 人
	市補助金	1,820,083 円	富津市移動手段確保等支援事業補助金
	国補助金	1,552,000 円	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
	計	3,754,683 円	

支出	人件費	2,342,872 円	運転手、運行管理者、事務員給与
	保険料	169,700 円	自動車保険
	燃料費	218,162 円	ガソリン代
	賃借費	606,052 円	自動車リース代
	車両管理費	184,588 円	車検等
	駐車場代	97,320 円	駐車場使用料金
	備品購入費	26,203 円	座席用クッション等
	研修費	20,000 円	安全運転管理者講習
	事務費等	89,786 円	通信運搬費、消耗品費等
	計	3,754,683 円	

収支 **0 円**

本事業は、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）として認定を受け、国補助金の交付対象となっている。

令和 7 年度の利用者数は 1,032 人であり、前年度と比較して 46 人減となっているが、おおむね利用者を維持している。

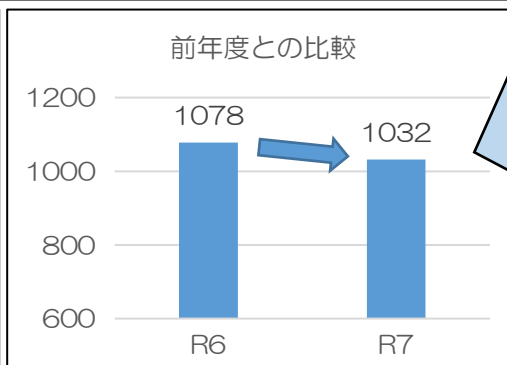
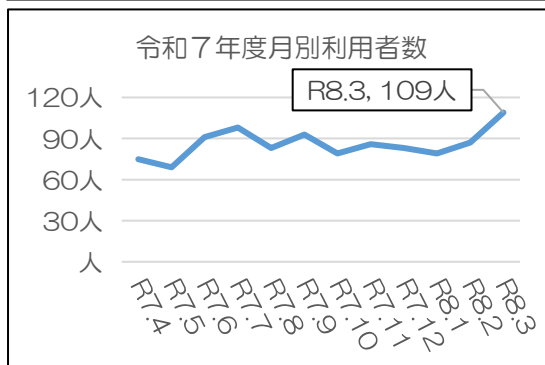
なお、国補助金の交付要件の一つとして「一運行当たり 2 人以上」の人数要件が設けられているが、令和 8 年 3 月末現在において「3.73 人」と要件を満たしているため、引き続き国補助金の交付が見込まれる。

○令和 7 年度の利用状況（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）

利用者数：1,032 人（一運行当たりの利用者数 3.73 人）

運行状況：定時定路線型 週 2 日運行（火曜日・金曜日）、1 日 3.5 便（※うち予約運行 1 便）

運行日数：115 日 運行便数：277 便



令和 7 年度の利用者数は、前年度と比べて約 95.8% となり、一運行当たりの利用者数は、約 3.86 人から約 3.73 人に微減した。

○今後について

平成 31 年 4 月の運行開始から 7 年が経過し、令和 7 年度の利用者数は、前年度と比較して微減したものの、これまで取り組んできた運行内容の見直しや周知広報等の活動によって、国が補助金交付基準に定める「一運行当たり 2 人以上」という人数要件は満たしており、順調に利用者数を維持している。今後も、より地域の移動ニーズを捉え、持続可能なサービス提供を行っていく。

峰上地区交通空白地有償運送の現状について

「峰上地区交通空白地有償運送」とは…令和4年12月から「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）」の登録を受け、NPO 法人峰上交通が運行している。主に峰上地区に在住で会員登録した世帯の方が利用することができ、デマンド型乗合タクシーとして峰上地区内の自宅と湊地区周辺の商店やスーパー、医療機関等をドア・ツー・ドアで運行する。

○令和7年度（R7.4～R8.3）収支決算

収入	会費	145,000 円	1,000 円×145 世帯
	運行収入	618,200 円	運賃収入+チケット販売収入
	市補助金	2,461,705 円	富津市移動手段確保等支援事業補助金
	国補助金	2,246,000 円	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
	その他	14,018 円	預金利子、移動サービス専用保険清算金
	計	5,484,923 円	

支出	人件費	3,426,869 円	運転手、運行管理者、事務員等
	租税公課	161,260 円	法人県民税等
	保険料	284,640 円	自動車保険
	燃料費	125,553 円	ガソリン代
	賃借費	942,444 円	自動車リース代等
	車両管理費	104,987 円	車検、タイヤ交換、修繕費等
	備品購入費	165,270 円	スタッドレスタイヤ等
	委託費	52,540 円	のぼり旗、看板作製等
	通信費	111,139 円	予約受付用電話
	研修費	20,610 円	運行管理者講習等
	事務費	89,611 円	通信運搬費、消耗品費等
	計	5,484,923 円	

収支 **0 円**

本事業は、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）として認定を受け、令和6年4月から国補助金の交付対象となっている。

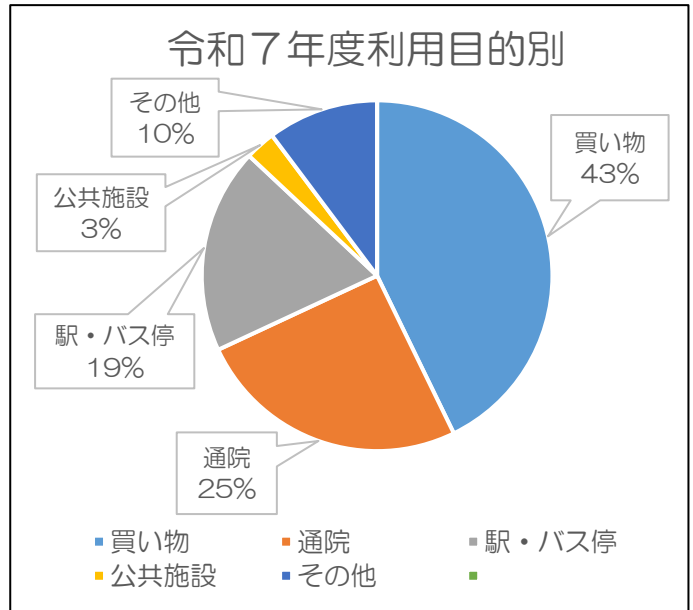
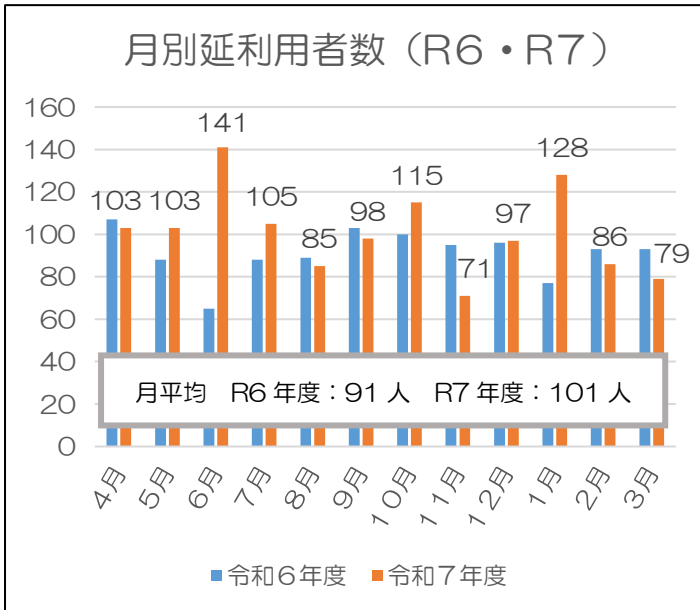
令和7年度は、運行4年度目となり、広報活動等により、前年度と比較して、延べ利用者数が更に増加した。

また、乗合タクシーの乗合率を示す「一運行当たりの利用者数」は、令和7年度において「1.84人」となっている。

なお、利用目的別の件数を集計すると、前年度と同様に、約7割が「買い物・通院」となっていることから、地域の生活に定着した移動手段になりつつあると言える。

○令和7年度の利用状況（令和7年4月から令和8年3月まで）

利用者数：1,211 人（一運行当たりの利用者数 1.84 人）
 運行状況：デマンド型乗合タクシー 週2日運行（火曜日・金曜日）、運行日前日の午前中までに予約
 運行日数：98 日 運行便数：659 便（一日当たりの便数約 6.72 便）
 利用目的：買い物 276 件（43%）、通院 163 件（25%）、駅・バス停 122 件（19%）、
 公共施設 18 件（3%）、その他 66 件（10%）※帰宅を除く。



○今後について

令和4年12月の実証運行開始から3年余りが経過し、これまで取り組んできた運行内容の見直しや周知広報等の活動によって、利用者数は、運行日1日当たり12.36人と、当初の想定以上の数値で増加している。今後も、より地域の移動ニーズを捉え、持続可能なサービス提供を行っていく。